

勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と

勝央町認定地域クラブの在り方について

令和 8 年 6 月

勝央町教育委員会

目次

I.地域展開の基本的な考え方	4
1.本ガイドライン策定までの背景	4
2.勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題	5
3.勝央町としての方向性	8
4.地域での役割分担	11
5.地域展開が生徒・教員・地域にもたらす効果	12
II.認定地域クラブの要件	14
1.豊かで幅広い活動機会の保障	15
2.適切な活動時間や休養日の設定	15
3.低廉な参加費等の設定	15
4.適切な指導の実施体制の確保	15
5.適切な安全確保体制の確保	16
6.適切な運営体制の確保	16
7.学校等との適切な連携	17
III.その他運営、活動時に関わる内容	17
1.公立学校の教員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業	17
2.競技団体や大会等への参加登録	17
3.活動場所	18
4.遠征等における安全確保について	18
5.指導時の倫理的配慮と指導者の登録取消し	19
6.事故等が発生した場合の責任	19
7.国の方針変更	19
IV.認定地域クラブの登録手続き等	19
1.認定地域クラブ登録までの流れ	19
2.認定地域クラブの登録取消し	20
3.個人情報の取り扱い	20
V.問い合わせ先	20

本ガイドラインで用いる用語の定義と適用範囲

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下の通りである。

◆ 地域展開

生徒のスポーツ・文化活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。

※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、
②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称が「地域展開」に変更された。

(岡山県・岡山県教育委員会「岡山県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」から抜粋)

◆ 勝央町認定地域クラブ(以下、「認定地域クラブ」という。)

勝央町では、国や県が定める「新たな地域クラブ活動」を「認定地域クラブ」と称し、本ガイドラインⅡ(p.14)の要件を満たし、別に定める要綱に基づいて勝央町教育委員会(認定に係る審査は「認定審査会(仮称)」において実施する)から認定を受けた団体を指す。

I.地域展開の基本的な考え方

1.本ガイドライン策定までの背景

勝央町における学校部活動は、これまで長年にわたり、生徒の心身の健全な成長を支える重要な教育活動として大きな役割を果たしてきた。仲間と切磋琢磨しながら技術や表現力を高める経験は、主体性や協調性、責任感を育むとともに、学校生活における充実感や自己肯定感の向上にも寄与してきた。また、地域大会や文化活動を通じて、地域社会とのつながりを深める機会としても機能してきた点は、部活動の大きな意義の一つである。

一方で、近年は少子化の進行により部活動の維持が困難となるケースが増加しているほか、教員の働き方改革の推進に伴い、従来の学校主体による運営の見直しが求められている。このような状況を踏まえ、全国的に部活動の地域展開に向けた検討が進められており、本町においてもその必要性が高まっている。

こうしたことから、国は令和4年12月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として策定し公表した。その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行実現を目指し、地域スポーツ・文化環境の整備のための取組を重点的に進めることを求めている。

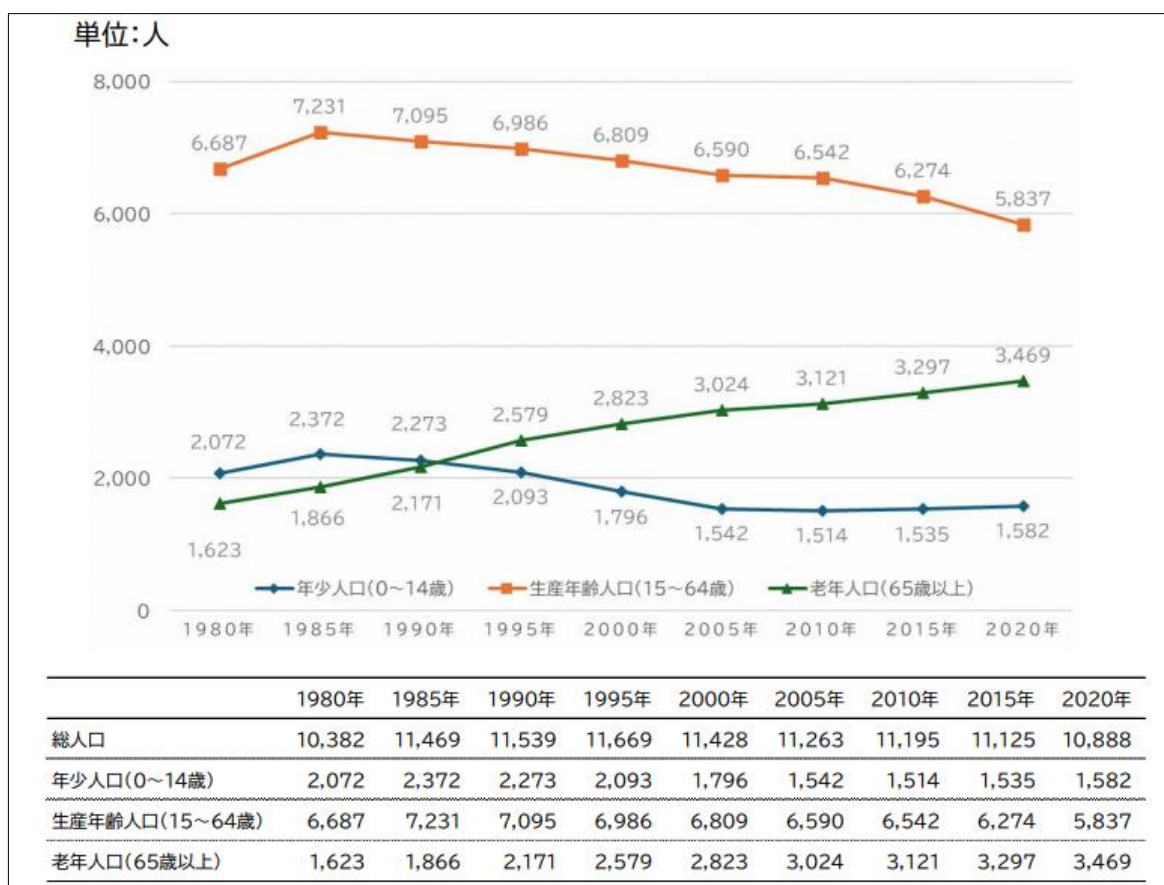
本町でも、こうした課題に対応するため、勝央町教育委員会が町内の生徒、保護者、教員を対象とした意識調査を実施するとともに、先進的に取り組む他市町村や関係団体へのヒアリングを行い、地域展開のあり方について多角的に検討を重ねてきた。その過程においては、子どもたち一人ひとりの多様なニーズや価値観を尊重し、持続可能な活動環境を構築することの重要性が改めて確認された。

勝央町教育委員会では今後、子どもたちが自らの興味や関心に基づき、やりたい活動や過ごしたい時間を主体的に選択できる環境を整備するとともに、生涯にわたりスポーツや文化活動に親しむ機会の創出を目指す。また、子どもたちにとどまらず、小学生から高齢者まで、すべての町民が世代を超えて地域で活動できる環境づくりを推進することで、地域全体の活力向上と豊かなコミュニティの形成につなげていくことを目指し、本ガイドラインを策定することとした。本ガイドラインは、勝央町教育委員会が認定する地域クラブ活動の運営や指導の望ましい在り方等について、勝央町教育委員会の考え方を示すものである。

2.勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題

(1)本町の人口

勝央町の人口は、2020 年の10,888人から 2023 年には 10,673 人となり、全国や県北部と比較すると減少幅は緩やかです。ただし出生より死亡が多い自然減が続いており、2022 年は 75 人の減少となりました。年少人口比率も低下傾向にあります。将来人口推計では、現状が続けば 5 年ごとに3～4%程度の減少が見込まれ、2070 年には 2020 年比で 67%程度の人口規模になると推計されています。少子高齢化が確実に進行する構造が明らかです。(第5次勝央町振興計画 後期基本計画(2026年勝央町)から抜粋)



【出典】 第5次勝央町振興計画 後期基本計画(p.19)

(2)勝央町立中学校の学校部活動の実態

本町には町立中学校は1校(勝央中学校)あり、令和8年4月現在、10の部活動を設置しています。少子化や加入者の減少を受け、部員数は減少しており、廃部や他校との合同でチーム編成している種目もあります(下図)。

勝央中学校の部活動設置状況等(運動部) (令和8年4月現在)

学校名	部活動数	部員数等	野球	サッカー	陸上競技	ソフトテニス	バレーボール	バスケットボール	卓球	柔道	計(人)
			男女	男女	男女	男女	女	女	女	男女	
勝央中	8	部員数	21	24	27	男 41 女 28	7	15	9	11	183

勝央中学校の部活動設置状況等(文化部) 令和8年4月現在

学校名	部活動数	部員数等	吹奏楽	創造文化	計(人)
			男女	男女	
勝央中	2	部員数	17	41	58

(3)教員の時間外勤務の現状

本町では、教員の勤務の長時間化が課題となっています。

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月)では、1か月の時間外勤務の上限は45時間、年間では360時間を超えないことが示されています。

しかし、勝央中学校では約33%の教員がこれを上回っています。その大きな要因が学校部活動の指導であり、指導経験のない教員にとって多大な心理的負担ともなっています。

勝央中学校における長時間勤務教員の状況(令和8年3月)

時間外勤務	人数または割合
45時間以上80時間未満	10人(33%)
80時間以上	-

(4)アンケート調査と結果

勝央町教育委員会では、部活動の活動状況や地域展開に関する意識等を把握するため、令和7年11月に児童生徒及び教員にアンケート調査を実施しました。

概要

所属	回答者数
① 小学5年生	85名
② 小学6年生	94名
③ 中学1年生	97名
④ 中学2年生	77名
⑤ ①～④の保護者	202名

調査結果(概要) 児童生徒の回答

項目まとめ	結果(概要)
全体傾向	児童生徒からは、「期待」と「不安」が混在する結果となった。
期待していること	●専門的な指導を受けられる ●新しい活動や種目が増える ●自分に合った活動が選べる可能性
不安に感じていること	●内容がよく分からない(説明不足) ●部活動が減る・なくなる可能性 ●運動機会が減る(スマホ時間増加の懸念) ●仲間と活動する機会の減少
自由意見の特徴	【多く見られた声】 「どう変わるのか分からない」 「今まで通りできるか不安」 「友達と一緒に活動したい」
課題整理と方向性	【課題整理】 ① 制度の分かりやすい説明不足 ② 活動機会の維持への不安 ③ 仲間・人間関係の変化 【今後の方向性】 ●分かりやすい説明機会の充実(説明会・資料) ●生徒の活動機会の確保 ●学校単位のつながりを意識した運営

調査結果(概要) 保護者の回答

項目まとめ	結果(概要)						
今後の部活動の望ましい形	<table> <tr> <td>学校＋地域で協力</td><td>約125人</td></tr> <tr> <td>学校中心(今まで通り)</td><td>約58人</td></tr> <tr> <td>地域中心(地域への完全展開)</td><td>少数</td></tr> </table>	学校＋地域で協力	約125人	学校中心(今まで通り)	約58人	地域中心(地域への完全展開)	少数
学校＋地域で協力	約125人						
学校中心(今まで通り)	約58人						
地域中心(地域への完全展開)	少数						
自由意見の傾向 不安に感じていること	【肯定的な意見】 ●専門的な指導が受けられる ●教員の負担軽減につながる ●活動の幅が広がる可能性 【懸念・課題】 ●送迎・費用の負担増 ●指導者の確保・質への不安						

	●家庭環境による格差拡大 ●学校部活動の良さの喪失
課題整理	●送迎負担(保護者) ●費用負担(家庭) ●指導者の確保・質の担保
課題整理と方向性	●学校活動の要素を一定程度維持 ●地域人材の活用による指導体制強化 ●経済的負担軽減策の検討 ●丁寧な制度説明の実施

3.勝央町としての方向性

【勝央町としての地域展開のコンセプト】

ささえる・ひろげる 地域でつくる 活動の輪

学校部活動をただ地域に移行するのではなく、
中学生に限らず地域のみんなが活動できるスポーツ・文化活動の場を作っていく

勝つことだけを目的にせず、活動を通じて得られる喜びや楽しさを地域全体で育みます。一人ひとりの『好き』という気持ちと主体性を守り、生涯にわたって親しめるスポーツ・文化活動の土台を築きます。

(1)地域展開を見据えた学校部活動の在り方

①学校部活動の目的(勝央中学校 令和8年度部活動方針から)

- (1)集団の一員としての役割を自覚し、他の部員と協調し、友情を深め、進んで楽しく豊かな共同生活を築く態度を養う。
- (2)健全な趣味や教養を育て、能力・適性の発見とその伸展を助けるとともに旺盛な気力と、強固な体力を養う。
- (3)目的意識をもち、意欲的に活動に取り組むことで日々の生活を活性化する。
- (4)ルールを守って活動することにより、社会性を身につける。

②活動方針について

令和8年4月～8月

令和8年9月～令和9年3月

平日の活動日	4日間(原則、水曜日を休みとする)	変わりなし
平日の活動時間	原則、1時間程度の活動 ※定期テストの1週間前や学校が設定する期間は活動しない	変わりなし
休日の活動時間	原則、3時間程度まで	実施しない
休日の活動日	土曜日・日曜日はどちらかのみの活動(両日はしない) ※一部例外あり	実施しない
大会への出場	種類を問わず、「部活動」として参加可能	公式大会等(※)に限り、「部活動」としての出場を認める。引率は顧問(教員)が行う。それ以外の団体等が主催する大会への参加は、「部活動」としては参加できません。
大会前の練習	1週間前に限り土・日の両日の練習が可能。	原則、実施しない

※公式大会等とは

●中学校体育連盟が主催する大会

- ・美作地区総合体育大会 ・美作地区予選会 ・岡山県総合体育大会・岡山県秋季大会
- ・中国中学校選手権大会 ・全国中学校体育大会

●中学校吹奏楽連盟・中学校文化連盟が主催するコンクール(予選・県・中国・全国)等

- ・吹奏楽コンクール ・アンサンブルコンテスト ・吹奏楽祭 ・中学校文化連盟作品展・交流会

次の大会は中学校体育連盟が主催する公式大会等に準ずるものとして扱います。

- ①美作地区予選会に引き続いて行われる、協会等が主催して実施される大会(試合)
- ②中学校体育連盟が主催する大会への出場権が得られる大会(陸連の選手権大会)

●勝央町が実施するイベント

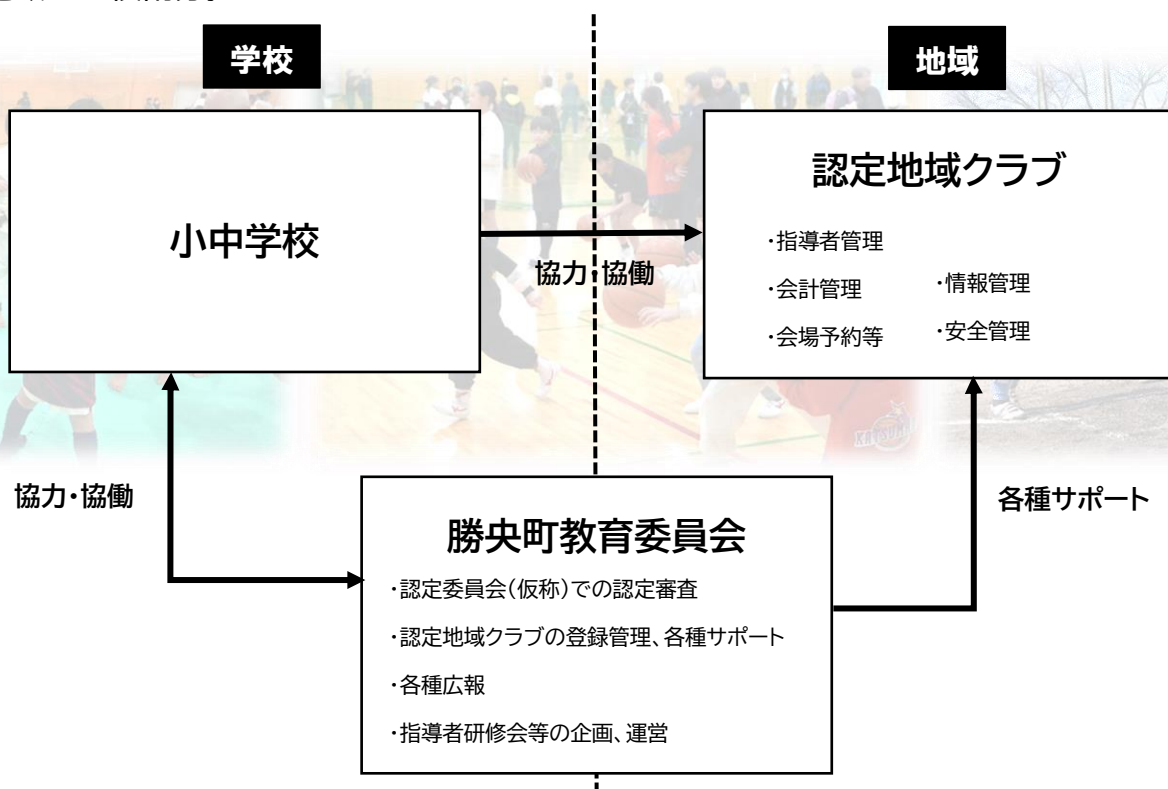
【部活動と「認定地域クラブ」の比較・位置づけ】

	部活動	「認定地域クラブ」
位置づけ	学校教育の一環	学校と連携して行う活動
実施主体	学校	地域の様々な団体(認定)
指導者	教員・外部指導員	地域住民、希望する教員(兼職兼業)
参加者	当該中学校の生徒	中学生等
活動場所	学校施設	学校施設や社会教育施設
費用負担	部費	参加費等
保険	学校で加入	スポーツ安全保険等

【移行までのスケジュール】

	令和6～7年度	令和8年度	令和9年度
活動主体			
主な内容	・課題の整理 ・学校等への説明	・協議会の立ち上げ ・実態の把握と検討 ・本ガイドラインの策定 ・移行準備 ・休日の移行 ・認定地域クラブ発足	・平日の移行 ・各種課題洗い出し ・制度説明会(随時) ・運営方針の改善 など

4.地域での役割分担



(1)勝央町教育委員会(社会教育班)

勝央町教育委員会は、学校と地域、関係団体、保護者等との協議の場をもちつつ、今ある部活動を新たな地域クラブ活動として行えるよう、推進と支援のために次のような内容に取り組む。

■ 認定地域クラブの登録管理

申請書類の受理や決定後の通知、生徒・役員名簿等での個人・団体の登録管理 など

■ 認定地域クラブの活動に関わる各種サポート

- ・活動費補助金等の申請受付手続き
- ・認定地域クラブでのトラブルに対する相談窓口、運営・活動に関わる助言 など

■ 各種会議、指導者研修会の企画・運営

会議での定期的な情報共有・連絡調整、指導者に向けた研修会の実施及び研修機会の情報提供 など

■ 児童生徒、保護者、住民に対する認定地域クラブの設置状況や活動内容の周知

児童生徒や保護者に対する案内(取り組み紹介、認定地域クラブの紹介等) や必要に応じた団体・個人への説明会の実施 など

■ その他

活動状況の把握、県・学校・関係団体等との連携、認定地域クラブの登録に関わる各種相談 など

(2)認定地域クラブ

認定地域クラブは、クラブ内・外で連絡・連携をとりつつ、次のような内容に取り組む。

- 参加者管理:募集・入会手続き/生徒・役員名簿の作成 など
- 指導者管理:指導者の確保/活動方針の説明/活動内容の把握 など
- 会計管理:帳簿の作成/会計報告/参加費等の徴収(集金)/物品購入 など
- 会場管理:会場の確保/変更・中止連絡/会場費の支払い(有料の場合) など
- 情報管理:生徒・保護者への連絡/関係者内での情報共有/学校・教育委員会との情報共有 など
- 安全管理:事故が発生した場合の現場対応/保険対応 など

指導者

「育てる」立場として、実技指導のみでなく、大会等への引率や生徒指導に係る対応などに取り組む。指導者は必ずしも技術指導ができる者である必要はなく、生徒を温かく見守ったり、生徒とともに活動する者でも差し支えない。

保護者

「支える」立場として、必要に応じた活動場所への送迎や参加費等の納入、方針の理解と支援に取り組む。

(3)学校(従前の部活動顧問含む)

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化環境の整備に関して、勝央町教育委員会や地域におけるスポーツ・文化団体等と協力・協働する。

(4)地域のスポーツ・文化に関わる関係団体

勝央町内の競技団体または生徒のスポーツ・文化活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化環境の整備に参画する。

なお、上記については、各団体の実情や地域展開状況の変化などによって、適宜変更するものとする。

5.地域展開が生徒・教員・地域にもたらす効果

生徒への効果

- 専門的な知識や技術を有した指導者の指導を受けることができる。
- 校内の生徒のみでなく、他校の生徒や多世代での交流を通して、人格形成に寄与することができる。
- 部員数の減少によって存続できなくなった活動を継続できたり、これまで部活動になかった種目が選べたりなど、選択肢の幅が広がる。
- シーズン制やレクリエーション的な活動など、個々の目的に応じた活動を選択することができる。

教員への効果

- 職員が自分の意思で指導に関わることを選択できる。
- 兼職兼業で従事することによって、対価を受けながら自己の専門性を活かすことができる。
- 平日および休日の部活動が地域に展開することで、学校の業務改善や教員の業務負担軽減など、教員の働き方改革にもつながる。

地域への効果

- 「地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域全体で子どもの成長に関わることによって、スポーツ・文化団体をはじめとした地域全体の活性化につながる。
- 多世代が交流して活動することができ、新たなコミュニティが生まれる。
- 既存の学校施設や地域施設を有効活用することができる。
- 地域で育った子どもたちが、将来的に地域の指導者として活躍するといった好循環が期待できる。

Ⅱ.認定地域クラブの要件《要件チェックリスト》

認定地域クラブは、以下の全ての要件を満たさなければならない（補足事項を含む）。

1 豊かで幅広い活動機会の保障	
☐	学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきたことを踏まえ、認定地域クラブは、これら教育的意義を継承・発展させた活動であること
☐	参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
☐	競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとし、将来的には一般市民の受け入れも検討すること
2 適切な活動時間と休養日の設定	
☐	週2日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
☐	年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること
3 低廉な参加費等の設定	
☐	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
4 適切な指導の実施体制の確保	
☐	指導者は勝央町教育委員会が定める研修を毎年受講し、勝央町教育委員会に登録された指導者が活動に携わること
☐	原則として、複数の指導者が携わること
5 適切な安全体制の確保	
☐	あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
☐	参加者及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
6 適切な運営体制の確保	
☐	認定地域クラブの役員や参加費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
☐	公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者（勝央町教育委員会を含む）に対する情報開示を毎年、適切に行うこと
☐	営利を主たる目的とせずに運営すること
☐	大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
7 学校等との適切な連携	
☐	地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
☐	勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
☐	活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や勝央町教育委員会、学校との必要な連絡調整を行うこと

《補足事項》

1 豊かで幅広い活動機会の保障

- 競技性や成果のみに偏重するのではなく、参加者が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 活動拠点は、勝央町内とする。
- 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を積極的に検討・推進すること。
- 児童生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。
- 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。
- 活動の主役は参加者本人であることを念頭に、大会や試合への出場判断にあたっては指導者の独断とせず、本人の意思や主体性を最優先に尊重し、指導者はその意向に寄り添った判断に努めること。

2 適切な活動時間や休養日の設定

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう適切な活動時間等を設定すること。
- 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

3 低廉な参加費等の設定

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。なお、用途の制限は設けないが、法令・公序良俗に反する行為や、社会通念上不適切な用途への支出は認められない。

4 適切な指導の実施体制の確保

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導者」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自

らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを別紙により誓約すること。また、現在及び将来にわたり、児童に対するわいせつ行為や性犯罪歴を有しないこと。

- 複数の指導者が活動に携わることが困難な場合には、勝央町教育委員会等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。
- 指導人材として、代表者(1名)、指導者(原則、2名以上)を配置すること。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。
- 指導者資格の保有は必須とはしていないが、競技によっては、岡山県中学校体育連盟への登録時や競技大会の出場要件として指導者資格が求められている団体もあることから、それぞれの競技団体が求める指導者資格を保有している指導者を配置することが望ましい。
- 勝央町または勝央町教育委員会が実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合や勝央町が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。
- 経過措置として、令和8年度末までの間は、本項目(「4 適切な指導の実施体制の確保」)については、認定要件を満たしていない場合であっても認定を受けることができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して、勝央町教育委員会が活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

5 適切な安全体制の確保

- 活動にあたっては、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中に事故等があった場合にも適用を受けることができる内容を検討すること。

6 適切な運営体制の確保

- 運営規約は様式を活用の上、各団体の実情に合わせて作成すること。
- 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- 会計管理については、誰にも疑われないようにするのが信頼を得る団体には必須であり、個人の財産と団体の財産を分けて管理する。
- 勝央町または勝央町教育委員会が実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合や勝央町が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。
- 経過措置として、令和8年度末までの間は、本項目(「6 適切な運営体制の確保」)については、認定要件を満たしていない場合であっても認定を受けることができるものとし、その

場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して、勝央町教育委員会が活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

7 学校等との適切な連携

- 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

Ⅲ. その他運営、活動時に関わる内容

1. 公立学校の教員が認定地域クラブの活動に従事する場合の兼職兼業

教員が認定地域クラブの活動に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教員(常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む)は、次の項目を全て満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

- 1)当該教員が希望していること
- 2)地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条の規定に基づいていること
- 3)勝央町教育委員会の許可を得ること

認定地域クラブの活動に従事することを希望する教員は、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することになるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼を基に、上司である校長等へ相談・了承のうえ、勝央町教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事すること。また、各団体の関係者は、教員を指導者として雇用等する場合、居住地や、異動や退職等があっても当該教員が指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

※地方公務員法第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

※教育公務員特例法第17条

①教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

②前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員第28条の5第1項に規定する短時間の勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者を除く)については、適用しない。

2. 競技団体や大会等への参加登録

生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等(参加対象や登録の必要性、保険等)を十分に確認し、以下のことについて留意する。

- (1)認定地域クラブで大会参加を目指す場合、必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、移行期に、運営団体は登録や登録費の納入が学校と二重にならないように配慮する。
- (2)中学校体育連盟が主催する大会をはじめ、様々な大会への参加資格については、それぞれの大会により出場要件等が異なるため、必ず事前に確認する。
- (3)認定地域クラブとして大会参加が実現する場合は、大会の役員や審判等、大会運営に関わるスタッフとして積極的に参加する。

3.活動場所

活動場所は、町内の各小・中学校、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設だけでなく、地域団体等有する利用可能な全ての施設が活動場所となる。

また、授業や学校行事等を行っている時間帯に学校施設を利用する場合は、施設設置者(各小・中学校長)の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

移行期においては、学校施設で部活動が行われていることが想定され、施設予約の時間帯が重なるようであれば、部活動と認定地域クラブの優先度は対等であるものとし、勝央町教育委員会が双方の利用希望を確認し、調整を図る。

4.遠征等における安全確保について

部活動の時と同じ移動方法で、自転車や徒歩または、自身の保護者の車による送迎や公共の交通機関(勝央町のバスを含む)の利用を原則とする。公共交通機関の利用等が難しい場合は、貸切バスを利用する。その場合は、以下のことに十分注意しなければならない。

■いわゆる「白バス」は利用しない。

- ・運転手付きマイクロバスの手配は、国土交通大臣の許可を受けたバス会社(緑ナンバー)を利用する。
- ・レンタカーのマイクロバスには運転手は付いていない。レンタカーと運転手が一体的に提供されるサービスは、いわゆる「白バス」と呼ばれる法律に違反するサービスであることから、利用しない。

■事業者と契約内容の確認や日程・行程の打ち合わせを確実にし、事故発生時の補償内容を事前に把握しておくこと。

- ・上記の内容を保護者とも共有しておくこと。

■代表者または指導者は「生徒車両」に同乗すること。

- ・引率責任者は参加者と同じ車両に乗り、監督責任を果たすのが原則である。

なお、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、地域展開活動の目的や理念に照らし合わせて、実施することが適当かどうか、またその必要性について十分検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動(移動距離、運行時間、運転者の負担等)を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。

5.指導時の倫理的配慮と指導者の登録取消し

指導者は、競技に関わる専門的な知識や技術のみでなく、倫理に関わる情報の収集に努め、反倫理的言動とは何かについての理解を深める必要がある。これらを自覚したうえで、以下について強い意志をもち対処することが求められる。

- (1)あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない。
- (2)年齢、性別、性的指向(恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか)や性自認(自分の性別に対する自己認識)、障害の有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない。
- (3)反倫理的言動を黙認や隠ぺいせず、速やかに適切に対処する。なお、上記については、指導者のみではなく、全ての関係者に通じる内容である(例:競技応援時の罵声など)

指導者の登録取消し

上記のようなふさわしくない行為が生じた場合は、公益財団法人日本スポーツ協会 登録者等処分規程に基づき、倫理規定から逸脱した行為を行った者に事実確認等を行ったうえで注意や登録取消しなどの処分を決定し、行う。

6.事故等が発生した場合の責任

事故が発生した場合の責任主体は、各団体や大会主催者が責任を負うことになる。また、認定地域クラブの活動に従事している教員にも責任がある場合、当該教員のサービスの取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。

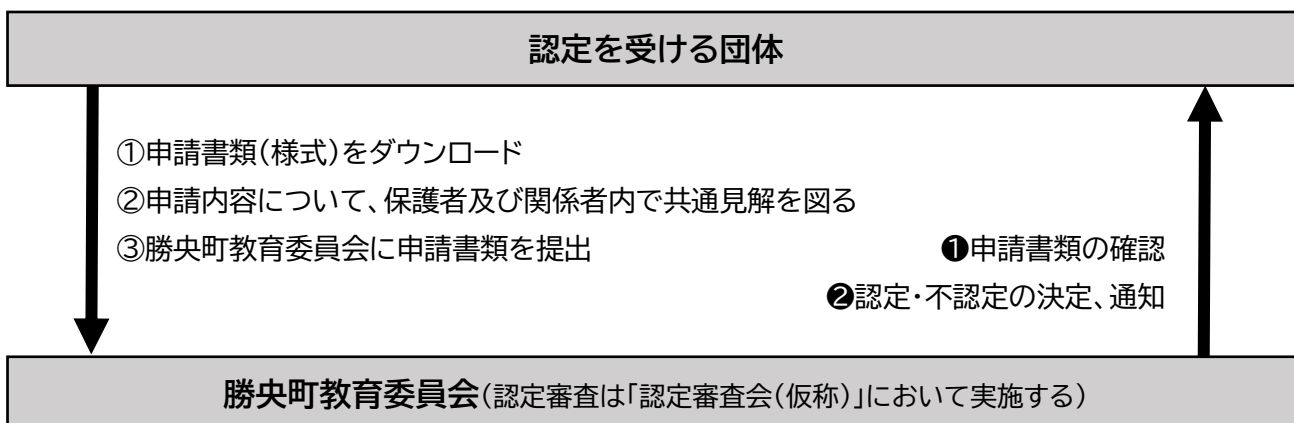
7.国の方針変更

今後、国や県より、部活動の地域展開に関わるガイドライン等が新たに示された場合や、部活動の地域展開に関わる状況が大きく変化した際には、勝央町教育委員会が本ガイドラインを必要に応じて改訂する。

IV.認定地域クラブの登録手続き等

1.認定地域クラブ登録までの流れ

認定を受ける場合については、以下の流れを理解し、申請手続きを行うものとする。



認定された場合

「認定地域クラブ」として活動開始

■ 認定されなかった場合(保留を含む)

認定不決定の理由を解決し、再度認定の申請を行う または、認定外のクラブとして活動を行う(補助金等の措置は無い)

なお、勝央町教育委員会が認定していない地域クラブにおいて、負傷等の事故や運営、活動場所でのトラブルが生じた場合、勝央町教育委員会及び学校側においては一切責任を負わないものとする。

【その他】

活動費等の補助について

勝央町教育委員会はスポーツ・文化活動の地域展開を推進するため、認定地域クラブに対する補助金等の交付や保護者の経済的負担の軽減策を検討する。

2.認定地域クラブの登録取消し

認定の決定後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取消し及び全額もしくは 一部補助金の返還を命じる。

- (1)申請内容に虚偽の申告があったとき。
- (2)クラブの運営や活動内容が不適當と認められ、改善の勧告やその他指示に従わないとき。
- (3)その他、認定地域クラブとして継続的な活動ができないと認められたとき。

3.個人情報の取り扱いについて

認定地域クラブの登録手続き等で記載された内容については、勝央町中学校部活動の地域展開における推進や支援を目的として、スポーツ・文化活動地域展開協議会等に提供するため、参加者や指導者、関係者等に同意を得たうえで申請書等を提出する。なお、勝央町教育委員会は、先述の目的以外には使用しない。

問い合わせ先

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田200-1
勝央町教育委員会(勝央町公民館内)
0868-38-1753
syakaikyouiku@town.shoo.okayama.jp